

国立大学法人滋賀大学オープンアクセス方針

令和6年3月19日制定
国立大学法人滋賀大学

(趣旨)

1 滋賀大学（以下「本学」という。）は、「滋賀大学憲章」に基づき、本学における研究成果を広く世界に発信することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、地域社会との多様な連携を積極的に構築し、開かれた大学として、地域社会の発展に寄与することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学に在籍する教職員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、滋賀大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって広く無償で公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

3 前項にかかわらず、リポジトリによる公開が適切でないと判断された場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

5 教員は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される適切な版（出版社版、著者最終稿等）を、共著者の同意を得た上で、できるだけすみやかに本学に提出する。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、「滋賀大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から実施する。